

SWITCH ON MONDAY

中小企業経営の自由度を高めるとされる会社法が昨年五月に施行され、自社株買いの活用で経営権の集中や株式の分散防止が容易になった。ただ、企業側から相談を受ける税務の専門家からは「自社株買いの価格が時価から著しくかけ離れているとみなされれば、売り手や買い手に別途、課税の可能性もあり、なかなか活用が進まない」との指摘が聞かれる。価格決定を巡る言説の声を追った。

中小企業の自社株買い進まず

「会社法施行で機動的な自社株買いも可能になったが、価格によっては別途、課税の可能性もある」とい。買い取り価格をどう決めたらよいのか……。陳述になった元取引先などからの自社株買いを見込む都内の機械部品会社のK社長（64）は頭を悩ます。

通達は2つに大別
買い取り価格が時価より著しく安かったと税務局からみなされれば、売り手の個人株主の譲渡益、買い手の発行会社の受贈益に課税される可能性がある。逆に著しく高かったとみなされれば、売り手が会社から寄付を受けたとして課税される可能性がある。

税務局は直近に適正と認めると自社株買いがあれば、その価格を時価とみなす。ただ、「実態としては中小企業株は売却がほとんどなく、国税庁の財産評価基本通達の評価方法を適用しなくてはならない」（後藤不意公認会計士）

価格決定方法で混乱

「恣意的」なら別途課税の可能性

同通達は非上場株の評価方法を二つに大別。一つは類似業種比準方式と純資産方式でもう一つが配当還元方式。類似業種比準方式は業種が似た上場会社の株価を、純資産方式は発行会社の二株当たり純資産を基に算出する。

配当還元方式は一年間に得られる配当額から導き出す。日本企業は好業績でも配当は少ない例が多く、前者が後者の数十倍から数百倍になる例もある。通達は株主の特性を考慮、経営権のある支配株主には前者、少数株主は後者と評価方法を分けていた。

Kさんの会社のケースでは類似業種比準方式、純資産方式の株価は七十円前後。配当還元方式では約五百円と十分の1だ。評価方法が異なるため、自社株買いのコストも大きく異なる。

ところが、この価格決定方法を巡っては税務の専門家の間でも意見が定まらない。例えば、少数株主から買い取る自社株買いについて「支配株

専門家 国税庁

適正株価の評価法を 当事者間決定が基本

と相談に来る中小企業は多いが、税務上の扱いが分からないと伝えている。実際に踏み切れる会社はほとんどない。「平川忠雄税理士」とい。

会社法に対応せず
では、なぜ意見が定まらないのか。税務会計研究学会長の武田昌輔成蹊大学客員教授は「自社株買いの取引価格を税務上どう評価するのが明確にしていない」と問題と指摘する。

中小企業の税務に詳しい品

主以外の第三者間の取引と見なせば配当還元方式の価格になるが、支配株主である経営者の買い取りと同じと見なせば類似業種比準方式や純資産方式などの価格になる」（小松亮一公認会計士）。

価格が恣意（し）的に高く決められたり、安く決められたりしたと税務署が判断すれば、売り手や買い手に新たに課税される可能性もある。「事業承継などに役立てたい

川芳宣早稲田大学客員教授は「通達は、自社株買いが一般的なになった会社法に対応していない。発行会社は支配株主なのか少数株主なのか。その位置づけを明確にして、買い取り価格を税務上どう評価するのか、新たな規定を設ければ現場の混乱もなくなる」と提案する。

一方、国税庁はあくまで価格を一律に定めることは機動的だ。取引価格はその目的や理由、需給関係などの個別事情を勘案して決められるの

「価格は売り手と買い手の当事者間で決めるのが基本。正常な交渉を通じて決定された価格であれば、類似業種比準方式、純資産方式、配当還元方式のいずれをベースにした取引価格でも問題ない」という。

「価格が不適切とされるのを防ぐには、税務局に適正株価の評価方法を決めてほしい」と専門家の主張が

「価格は当事者間の交渉で決めるもの」という国税庁の主張の隔たりは大きく、論争決着は容易ではないとされた。

ただ、中小企業の経営者の中には「経営者が少数株主から買い取るなら問題はないが、経済的余裕のある人ばかりではない。ルールが見えにくく、実際に買い取るまでは課税判断が分らない現状では、自社株買いが中小企業経営者の選択肢となっていないのは不透明だ。」

非上場株の主な評価方法の考え方

支配株主向け

類似業種比準方式

$$\frac{\text{類似業種の株価} \times (\text{評価会社の配当金} + \text{評価会社の利益})}{\text{類似業種の配当金} + \text{類似業種の利益}} \times 3 + \frac{\text{評価会社の純資産}}{\text{類似業種の純資産}} \times 0.5 - 0.7$$

純資産方式 ※両方式の併用も

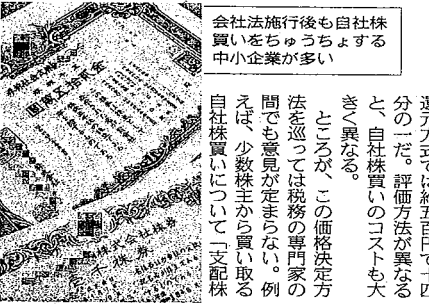
$$\frac{\text{資産の時価ベースの合計額} - (\text{負債の合計額} + \text{資産の含み益の法人税相当額})}{\text{発行済み株式数}}$$

少数株主向け

配当還元方式

$$1 \text{株当たりの年間配当額} \times 10$$

(注)類似業種比準方式の類似業種の株価、配当金、利益、純資産は1株当たりの数値。類似業種の標準数値は国税庁が公表



会社法施行後も自社株買いを躊躇う中小企業が多い

▼自社株買い、会社が発行した株を株主から買い戻すこと。買い戻した株を消却すれば発行済み株式数が減少し、株の価値が相対的に高くなる。パブル崩壊後の株相対策などの意味もあり、二〇〇二年から原則自由化された。非上場株の場合は一経営権の集中や株式の分散防止に役立つ「中

小企業」とされる。

会社法施行で、定時株主総会に加え臨時総会でも、自社株買いを決議できるものになり、機動的対応が可能になった。譲渡制限株の相続人に株売却を請求できるよう定款で定めれば、経営者から見ても強制的に買い戻せる。

（法務報道部 小林健一）

